

氏名 (法人にあっては名称)	伊藤忠エネクス株式会社
住所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

自社等発電所(*1) の有無	有		
電気事業の概要	■電気事業 2010年10月より工場・事務所等への電力小売を行っております。 2016年小売全面自由化に伴い、一般家庭向けの電力販売も行っております。 ■発電事業 弊社子会社のエネクス電力株式会社の事業子会社にて、宮城県、新潟県、兵庫県、山口県において、火力・水力・風力・太陽光の発電設備を所有しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の状況	年 度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023年度）	450（千t-CO ₂ ）	100.00（%）
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措置の実施状況	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023年度）	極力削減（kg-CO ₂ /kWh）	極力削減（kg-CO ₂ /kWh）
	前年度実績（2023年度）	0.441（kg-CO ₂ /kWh）	0.450（kg-CO ₂ /kWh）
	（措置の実施状況） 温対法における調整後CO₂排出係数削減のため、J-クレジット等を利用したCO₂排出係数の低減を行っております。 エネクス電力株式会社の事業子会社にて再エネ発電設備を保有しており、今後も再生可能エネルギーの利用促進に向けた検討を継続いたします。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度目標（2023年度）	極力導入（千kWh）	極力導入（%）
	前年度実績（2023年度）	97（千kWh）	9.50（%）
	（措置の実施状況）		
	再生可能エネルギーによる発電からの調達に対する取り組みを進めてまいります。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度目標（2023年度）	極力導入（千kWh）	極力導入（%）
	前年度実績（2023年度）	1,020（千kWh）	100.00（%）
	（措置の実施状況）		
	再生可能エネルギーによる発電からの調達に対する取り組みを進めてまいります。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	廃棄物発電からの電力購入の取組みを引き続き行った。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	2011年3月に弊社の子会社となったエネクス電力株式会社（旧JENホールディングス株式会社）の事業子会社にて火力発電の熱効率向上の取組みを進めております。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	特記事項なし。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	■ISO14001を取得し環境改善活動に取り組んでおります。 ■特定事業者、特定荷主として省エネ活動に取り組んでおります。 ■太陽光発電、家庭用燃料電池「エネファーム」、高効率給湯器「エコジョーズ」等を販売しております。 ■ディーゼル車排ガスに慣霧し窒素酸化物を分解する高品位尿素水「AdBlue(アドブルー)」を販売しております。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するものと並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。